

高知県移住促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>高知県移住促進事業費補助金交付要綱</p>	<p>高知県移住促進事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助目的を達成するために行うもので、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市町村等支援事業</p> <p>ア 受入体制整備事業</p> <p>イ <u>住宅確保促進事業</u></p> <p>ウ <u>Uターン促進事業</u></p> <p>エ 広域連携事業</p> <p>オ <u>生涯活躍のまちづくり支援事業</u></p> <p>(2) NPO等支援事業</p> <p>(3) 滞在型市民農園整備事業</p> <p>2 前項各号に掲げる事業の実施基準は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 補助対象とする事業期間は、原則として単年度とする。</p> <p>第4条～第19条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年3月23日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助目的を達成するために行うもので、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市町村等支援事業</p> <p>ア 受入体制整備事業</p> <p>イ <u>Uターン促進事業</u></p> <p>ウ <u>起業希望者誘致促進事業</u></p> <p>エ 広域連携事業</p> <p>オ <u>定住支援事業</u></p> <p><u>カ 生涯活躍のまちづくり支援事業</u></p> <p><u>キ 「新しい生活様式」に対応した受入環境整備事業</u></p> <p>(2) NPO等支援事業</p> <p>(3) 滞在型市民農園整備事業</p> <p>2 前項各号に掲げる事業の実施基準は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 補助対象とする事業期間は、原則として単年度とする。</p> <p>第4条～第19条 省略</p>

別表第1（第3条関係）

事業実施基準

1 補助対象事業

公用施設の整備、施設等の維持管理に係る事業及び国、県等の補助事業（国の地方創生推進交付金を除く。）として採択された事業については、対象としない。

2 事業採択基準

区 分	採 択 基 準
市町村等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込めること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。 オ 移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕、 <u>空き家の荷物の整理や運搬及び処分、家賃への補助</u> については、別表第2に定める事業実施主体及び補助条件に該当すること。 カ 住宅の改修については、耐震性を有する又は有すると見込まれること。
NPO等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。
滞在型市民農園整備事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。

別表第1（第3条関係）

事業実施基準

1 補助対象事業

公用施設の整備、施設等の維持管理に係る事業及び国、県等の補助事業（国の地方創生推進交付金を除く。）として採択された事業については、対象としない。

2 事業採択基準

区 分	採 択 基 準
市町村等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込めること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。 オ 移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕、 <u>空き家の荷物の整理、運搬及び処分への補助</u> については、別表第2に定める事業実施主体及び補助条件に該当すること。 カ 住宅の改修については、耐震性を有する又は有すると見込まれること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※「新しい生活様式」に対応した受入環境整備事業の追加基準 キ「新しい生活様式」に対応し、移住につながる効果が見込めること。 </div>
NPO等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。
滞在型市民農園整備事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 エ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。

別表第2

1 事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業区分			補助事業者	実施主体	補助対象経費（注1）	補助率	補助限度額
大	中	小					
(1) 市町村等支援事業	ハード事業		・市町村	・市町村 ・NPO等 (注2)	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のハード事業に要する経費 ・お試し滞在施設の整備 ・移住者向け住宅の整備	2分の1以内	1団体当たり 3,000万円 ※1戸又は1専用区画当たり 450万円（注3）
		ア 受入体制整備事業	・市町村	・市町村 ・NPO等	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のソフト事業に要する経費 ・移住、仕事、空き家専門相談員の配置（人件費に限る。） ・情報発信素材（ガイドブック、ホームページ等）の作成（新たに作成又は全面改訂するものに限る。） ・県外向け広報の実施 ・県外での移住に関するイベント、相談会等への出展または実施 ・関係人口を移住に繋げるためのイベント等の実施 ・ふるさとワーキングホリデーやインターンシップ等の地域での仕事体験の実施（参加者の県内の交通費・宿泊費、PR費、交流会費等） ・お試し滞在施設の備品整備（Wi-Fi等インターネット環境整備に要する経費を含む。） ・移住者の定住支援に係る取組（移住者同士又は移住者と地域住民との交流会や起業交流会の開催等） ・移住体験ツアーの実施 ・無料職業紹介所の設置 ・県が委嘱する地域移住サポーターへの活動支援 ・お試し滞在の補助事業 ・移住体験ツアー及びお試し滞在等に係る移住希望者への交通費補助事業 ・移住に係る荷物の運搬（引越事業者への支払）への支援	2分の1以内	1団体当たり 400万円 ※市町村が移住、仕事、空き家専門相談員を設置又は委託する場合 1人当たり 100万円
		イ 住宅確保促進事業	・市町村 ・NPO等	・市町村 ・NPO等	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のソフト事業に要する経費 ・空き家の相談会やマッチング等の実施及び広報 ・空き家提供の広報 ・空き家の荷物の整理や運搬及び処分 ・その他空き家の掘り起こしにつながる取組に要する経費	（補助対象経費に国の地方創生交付金が充てられている場合は6分の1以内）	1団体当たり 100万円 ※軽微な修繕は1戸当たり10万円以内 ※空き家の荷物整理や運搬及び処分は1戸当たり25万円以内 ※家賃補助は1人当たり月1万円以内かつ最長12月
		ウ Uターン促進事業	・市町村	同左	●市町村が実施する移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕、空き家の荷物の整理や運搬及び処分、家賃に要する経費への補助		1団体当たり 50万円
	エ Uターン促進事業	・市町村	同左	●市町村が行う以下のUターン（注4）事業に要する経費 ・Uターン者向け広報 ・Uターン者向けイベント、相談会、ツアー等の実施 ・Uターンに係る荷物の運搬（引越事業者への支払）への支援	1団体当たり 50万円		

別表第2

1 事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業区分			補助事業者	実施主体	補助対象経費（注1）	補助率	補助限度額
大	中	小					
(1) 市町村等支援事業	ハード事業		・市町村	・市町村 ・NPO等 (注2)	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のハード事業に要する経費 ・お試し滞在施設の整備 ・移住者向け住宅の整備	2分の1以内	1団体当たり 3,000万円 ※1戸又は1専用区画当たり 450万円（注3）
		ア 受入体制整備事業	・市町村	・市町村 ・NPO等	●市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のソフト事業に要する経費 ・移住、仕事、空き家専門相談員の配置（人件費に限る。） ・情報発信素材（ガイドブック、ホームページ等）の作成（新たに作成又は全面改訂するものに限る。） ・県外向け広報の実施（空き家提供の広報については県内向けも可） ・県外での移住に関するイベント、相談会等への出展または実施 ・関係人口を移住に繋げるためのイベント等の実施 ・ふるさとワーキングホリデーやインターンシップ等の地域での仕事体験の実施（参加者の県内の交通費・宿泊費、PR費、交流会費等） ・お試し滞在施設の備品整備 ・移住者同士又は移住者と地域住民との交流会の開催 ・移住体験ツアーの実施 ・無料職業紹介所の設置 ・県が委嘱する地域移住サポーターへの活動支援 ・空き家の荷物の整理、運搬及び処分 ・お試し滞在の補助事業 ・移住体験ツアー及びお試し滞在等に係る移住希望者への交通費補助事業	2分の1以内	1団体当たり 400万円 ※市町村が移住、仕事、空き家専門相談員を設置又は委託する場合 1人当たり 100万円 ※軽微な修繕については1戸当たり10万円以内
		イ Uターン促進事業	・市町村	同左	●市町村が行う以下のUターン（注4）事業に要する経費 ・Uターン者向け広報 ・Uターン者向けイベント、相談会、ツアー等の実施 ・Uターンに係る荷物の運搬（引越事業者への支払）	1団体当たり 50万円	
		ウ 起業希望者誘致促進事業	・市町村 ・一部事務組合 ・広域連合 ・複数の市町村等で組織する協議会	同左	●市町村が実施する移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕並びに空き家の荷物の整理、運搬及び処分に関する経費 ●県が県外で実施する起業関連のプログラム等の事業に参加する経費 ●県外での起業に関するイベント、セミナー等の実施に要する経費	1団体当たり 50万円 複数市町村等で実施する場合は、1団体当たり50万円×構成市町村数（上限200万円）	

<p>(注1) 補助対象経費のうち、ハード事業は廃棄物運搬費及び処分費を、ソフト事業は食糧費、旅費の日当及びリサイクル料を対象としない。</p> <p>(注2) NPO等とは、次に掲げる要件の全てに該当している団体をいう。</p> <p>(1) 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人及び市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。</p> <p>(2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。</p> <p>(注3) 3年度内で補助金の合計金額が3,000万円を超えないものとする。ただし、知事が必要があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>(注4) Uターンとは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であつて、本県に5年以上の居住歴がある者が本県へ移住することをいう。</p> <p>(1) 県内に住所を有していない者で、県外に1年以上居住している者</p> <p>(2) 県内に住所を有して原則として1年を経過しない者であつて、住所を有する前に県外に1年以上居住していた者</p> <p>(3) 県外に所在する大学又は専修学校に1年以上在学した者</p> <p>(注5) 県は、総事業費の3分の2の額から国庫負担額を差し引いた額を補助する。ただし、最高で事業費総額の2分の1の額とする。</p>	<p>(注1) 補助対象経費のうち、ハード事業は廃棄物運搬費及び処分費を、ソフト事業は食糧費、旅費の日当及びリサイクル料を対象としない。</p> <p>(注2) NPO等とは、次に掲げる要件の全てに該当している団体をいう。</p> <p>(1) 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人及び市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。</p> <p>(2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。</p> <p>(注3) 3年度内で補助金の合計金額が3,000万円を超えないものとする。ただし、知事が必要があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>(注4) Uターンとは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であつて、本県に5年以上の居住歴がある者が本県へ移住することをいう。</p> <p>(1) 県内に住所を有していない者で、県外に1年以上居住している者</p> <p>(2) 県内に住所を有して原則として1年を経過しない者であつて、住所を有する前に県外に1年以上居住していた者</p> <p>(3) 県外に所在する大学又は専修学校に1年以上在学した者</p> <p>(注5) 県は、総事業費の3分の2の額から国庫負担額を差し引いた額を補助する。ただし、最高で事業費総額の2分の1の額とする。</p> <p><u>(注6) ハード整備を行う場合はWi-Fi等御他院環境を整備すること。また、居住する部屋以外に執務室を確保すること。</u></p> <p><u>(注7) インターネット使用料等のランニングコスト、パソコン等汎用性の高い備品は対象外。</u></p>
---	---

2 実施主体及び補助条件

(1) 移住者又は移住希望者が居住するための住宅の軽微な修繕、空き家の荷物の整理や運搬及び処分に要する経費への補助

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者又は移住希望者（県内に住所を有していない者で、県外に5年以上居住している者又は県内に住所を有して原則として2年（転居を伴わない者は1年）を経過しない者で、住所を有する前に県外に5年以上居住していた者に限る。） ・移住者又は移住希望者に住宅を提供しようとする者であって、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の所有者 ②住宅の所有者から住宅を借り受ける特定非営利活動法人並びに営利を目的とせず、移住及び定住を促進している団体（任意団体を除く。） <p>※②については移住者が入居する場合に限る。</p>
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する住宅であること。 ・当該事業により住宅の軽微な修繕並びに荷物の整理、運搬及び処分を行う住宅については、補助事業終了後5年間は、移住者の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、「高知で暮らす。お家を探すねっ」と又は当該市町村の空き家バンクに登録すること。 ・住宅を借り受ける者が住宅の軽微な修繕並びに荷物の整理運搬及び処分を行う場合は、住宅の所有者と住宅の軽微な修繕並びに荷物の整理、運搬及び処分の同意について確認をすること。

(2) 移住者が居住するために借り受けた住宅の家賃への補助

実施主体	<p><u>・移住者（県外に5年以上居住し、定住の意思を持って県内に転入し県内の市町村に住民票の登録をした者又は県内に住所を有して原則として2年（転居を伴わない者は1年）を経過しない者で、住所を有する前に県外に5年以上居住していた者に限る。）</u></p>
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象物件 <u>建物の民間所有者（不動産事業者を含む。）との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅（公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、三親等以内の親族所有の住宅、その他この補助の趣旨に合わない住宅を除く。）をいう。</u> ・対象経費 <u>対象物件の所有者と対象者との間で締結した賃貸借契約に定められた月額賃貸料（管理費、共益費及び駐車場料金等の居住以外の費用を除く。）から事業所等から支給される住宅手当を除いた金額の2分の1（千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）と2万円のどちらか低い額とする。なお、補助する期間は最長12ヶ月とする。</u> ・対象期間 <u>当該年度中に市町村が支出したものに限る。</u> ・申請回数 <u>同一世帯での申請は1回限りとする。</u>

別表第3 省略

2 実施主体及び補助条件

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者又は移住希望者（県内に住所を有していない者で、県外に5年以上居住している者又は県内に住所を有して原則として2年（転居を伴わない者は1年）を経過しない者で、住所を有する前に県外に5年以上居住していた者に限る。） ・移住者又は移住希望者に住宅を提供しようとする者であって、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の所有者 ②住宅の所有者から住宅を借り受ける特定非営利活動法人並びに営利を目的とせず、移住及び定住を促進している団体（任意団体を除く。） <p>※②については移住者が入居する場合に限る。</p>
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する住宅であること。 ・当該事業により住宅の軽微な修繕並びに荷物の整理、運搬及び処分を行う住宅については、補助事業終了後5年間は、移住者の居住の用に供し、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、「高知で暮らす。お家を探すねっ」と又は当該市町村の空き家バンクに登録すること。 ・住宅を借り受ける者が住宅の軽微な修繕並びに荷物の整理運搬及び処分を行う場合は、住宅の所有者と住宅の軽微な修繕並びに荷物の整理、運搬及び処分の同意について確認をすること。

別表第3 省略